

国保・年金

20歳になったら『国民年金』

日本に住む20歳から60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。1部の人を除き、国民年金第1号の加入手続きが必要です。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の人は第2号被保険者となり、加入手続きは不要です)。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、20歳の誕生月の前月に、日本年金機構から加入のお知らせが届きますので、市役所または印旛支所・本埜支所へ「国民年金被保険者資格取得届書」を提出してください。

※国民年金の加入は誕生日の前日からとなります。例えば4月1日生まれの方は、3月31日から加入のため、保険料は3月分

ら加入のため、保険料は3月分

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)保険料の猶予制度があり、20歳の届出と同時に申請書を提出することができます。

【学生納付特例制度】

学生の人は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合該当します。

●学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。学生証の両面コピーをご用意ください。

【若年者納付猶予制度】

学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されませんが、保険料の納付が可能と

なった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。国民年金課高齢者医療年金班(☎内線288・289)。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。国民年金、厚生年金に関することおよび年金請求手続きや加入記録の確認ならびにそのほか年金制度に関することなどお気軽にご相談ください。

●相談時間：一人30分間。●市役所附属棟2階25会議室。●8人(予約制)。

●1月14日(水)までに、左記まで(先着順)。

※お申込みの際、基礎年金番号のわかるものをご用意します。

なお、国民年金保険料免除制度のご相談や申請は、市国保年金課および印旛支所・本埜支所で随時行っております。

国民年金課高齢者医療年金班(☎内線288)。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付を年金特別徴収から口座振替へ変更するには

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険税が天引き(特別徴収)されます。75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

なお、年金受給額、所得金額、国保では世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。

★納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望する場合は、申し出が必要です。

●申し出期間：1月30日(金)1月30日を過ぎてからの申し出は、4月分の中止手続きに間に合いませんので、6月分以降の年金から中止となります。

★国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付状況によっては、口座振替に変更できない場合があります。

★申し出方法：①現在利用している口座振替を引き続き利用したい人は、認め印と保険証を持参ください。

②新たに75歳に到達し後期高齢者医療制度の対象になった人、新規に口座振替する人、振替口座を変更する人は、事前に利用する金融機関で口座振替の申込手続きを行い、本人控えと認め印、保険証を持参ください。

③すでに納付方法変更の申し出をされている人は、再度の申し出は必要ありません。

★介護保険料・市県民税の特別徴収は変更の対象となりません。国民年金課保険税班(☎内線284)、高齢者医療年金班(☎内線289、299)。

高額医療・高額介護合算療養費制度

この制度は、医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の国民健康保険または、後期高齢者医療の被保険者全員が1年間(平成25年8月～平成26年7月末まで)にお支払いした、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。

支給対象となる被保険者には、1月中にお知らせする予定です。ので、申請書類がお手元に届いた人は、お手続きください。

ただし、平成25年8月から平成26年7月末までに市町村を越えて転居された人やほかの医療保険から移られた人にはお知らせができない場合があります。

国民年金課資格給付班(☎内線285・287)、国保年金課高齢者医療年金班(☎289・299)、介護福祉課介護保険班(☎内線278)。

出産育児一時金支給額の変更

市国民健康保険加入者を対象にした出産育児一時金の額が、1月1日以降に出産した場合は40万4千円となります。

なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、1万6千円を加算した額となり、今までの42万円の支給額に変更はありません。

国民年金課資格給付班(☎内線286、287)。

「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」の送付

平成26年中に厚生年金、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られたみなさんに、支払われた年金金額や、源泉徴収された所得税額や特別徴収された保険料などをお知らせする「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構より、今月中に送付されます。

お手元に届いた源泉徴収票は年金以外に収入があり所得税の確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

ミニ・ガイド

◆第18回小林地区ふれあい新春お楽しみ会

小林地区を中心に近隣地域のみなさんと新春をお祝いするとともに、小さい子どもから高齢者まで、昔懐かしいお正月の遊びや餅つき大会などを通じてふれあい、親睦と融和を図るお楽しみ会を開催します。

●1月11日(日)・午前10時～午後3時(荒天中止)。

●小林北2丁目広場(小林駅北口)。

●お正月遊び(たこあげ、こま回し、竹馬など)、演芸大会、餅つき大会、ビンゴゲームなど。

●費一人200円。

●岡佐藤(☎2579)。

◆印西BANDSTOCKライブ2015

市内周辺の音楽仲間が自主企画したイベントです。

●1月24日(土)、25日(日)・いずれも午後1時～5時(開場は午後0時30分)。

●場中央駅前地域交流館2階視聴覚室(中央南)。

●ロック、フォークなど。

●無料。

●岡佐木(☎4731)。

(祝日を除く月4回)。

場中央駅前地域交流館レクリエーションホール(中央南)。

●費1,000円(月額)。

●他無料体験、見学は随時、男性歓迎。申事前に左記へ。

●岡とのこ(☎7228)。

◆合唱アカデミー参加者募集

作曲家若松敏先生による指導。

●1月31日(土)、2月14日(土)、2月28日(土)、3月14日(土)午後2時～4時。

●場サザンプラザ他(原山)。

●3月21日(祝)・第4回印西少年少女合唱団定期演奏会の中に出演。

●小学4年生～高校生。

●費1,000円(楽譜、おやつ代)。

●メールで左記へ。

●岡榎戸(☎inzaigashoudan@yahoo.co.jp)。

◆親子もちつき大会

ボーイスカウトの子もたちと一緒に楽しみませんか。